

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 21 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャハンナガスセンター  
 株式会社阪奈ガスセンター

住所 奈良県生駒市山崎町24-18

フリガナ 代表者氏名 代表取締役 森下 智朗

電話番号 0743-74-2000

FAX番号 0743-75-4344

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

| NO. | 水道事業者名                       | チェック | NO. | 水道事業者名                        | チェック | NO. | 水道事業者名          | チェック | NO. | 水道事業者名                     | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1   | 奈良市<br>公営企業管理者               | ✓    | 8   | 御所市<br>水道事業管理者                |      | 15  | 斑鳩町<br>水道事業管理者  |      | 22  | 広陵町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 2   | 大和高田市<br>上下水道事業管理者           |      | 9   | 生駒市<br>水道事業管理者                | ✓    | 16  | 安堵町<br>水道事業管理者  |      | 23  | 河合町<br>水道事業管理者             |      |
| 3   | 大和郡山市<br>上下水道事業<br>の管理者      |      | 10  | 香芝市<br>上下水道事業の管理者<br>の権限を行う市長 |      | 17  | 磯城郡<br>水道企業団企業長 |      | 24  | 吉野町<br>水道事業管理者             |      |
| 4   | 天理市<br>上下水道事業<br>の管理者        |      | 11  | 葛城市<br>上下水道事業管理者              |      | 18  | 高取町<br>水道事業管理者  |      | 25  | 大淀町<br>上下水道事業管理者           |      |
| 5   | 橿原市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 12  | 宇陀市<br>水道事業管理者<br>の権限を行う市長    |      | 19  | 明日香村<br>水道事業管理者 |      | 26  | 下市町<br>水道事業管理者<br>の権限を行う町長 |      |
| 6   | 桜井市<br>上下水道事業管理者<br>の権限を行う市長 |      | 13  | 平群町<br>水道事業管理者                |      | 20  | 上牧町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |
| 7   | 五條市<br>水道事業管理者               |      | 14  | 三郷町<br>水道事業管理者                |      | 21  | 王寺町<br>水道事業管理者  |      |     |                            |      |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 21 日

届出者

氏名又は名称 株式会社阪奈ガスセンター  
住 所 奈良県生駒市山崎町24-18  
代表者氏名 代表取締役 森下 智朗

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| フリガナ<br>氏名又は名称 | カブシキガイシャハンナガスセンター<br>株式会社阪奈ガスセンター |                    |          |
|----------------|-----------------------------------|--------------------|----------|
| 住 所            | 奈良県生駒市山崎町24-18                    |                    |          |
| フリガナ<br>代表者の氏名 | 代表取締役 森下 智朗                       |                    |          |
| 変更に係る事項        | 変 更 前                             | 変 更 後              | 変更年月日    |
| 事業者の住所         | 奈良県生駒市谷田町<br>875-5                | 奈良県生駒市山崎町<br>24-18 | 令和5年 月 日 |
| 事業所の所在地        | 奈良県生駒市谷田町<br>875-5                | 奈良県生駒市山崎町<br>24-18 | 令和5年 月 日 |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県生駒市山崎町24番18号  
株式会社阪奈ガスセンター

|                      |   |                             |  |
|----------------------|---|-----------------------------|--|
| 会社法人等番号              | 1500-01-005115  |                             |  |
| 商 号                  | <u>阪奈森岡住設機器株式会社</u>   |                             |  |
|                      | 株式会社阪奈ガスセンター  | 平成30年 6月 1日変更               |  |
|                      |   | 平成30年 6月 1日登記               |  |
| 本 店                  | <u>奈良県生駒市谷田町875番地の5</u>   | 昭和49年 3月16日移転               |  |
|                      | <u>奈良県生駒市山崎町24番18号</u>  |                             |  |
|                      | 令和5年 2月 1日移転  | 令和5年 2月 9日登記                |  |
| 公告をする方法              | 官報に掲載する   |                             |  |
| 会社成立の年月日             | 昭和48年4月6日   |                             |  |
| 目的                   | 1. ガス機器、住設機器の販売並びに工事見積、設計、施工。<br>2. 水道工事並びにサービス業。<br>3. 菓子材料及び菓子製作機器の販売。<br>4. 台所用日曜雑貨品及び台所用家具の販売。<br>5. 建設業法に基づく建築工事業並びに管工事業。<br>6. 損害保険の代理店業務。<br>7. 福祉用具販売。<br>8. 前各号に付帯する一切の事業。 | 平成18年 8月18日変更 平成18年 8月21日登記 |  |
| 発行可能株式総数             | 5万6000株   |                             |  |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br>1万4000株   |                             |  |
| 資本金の額                | 金1000万円   |                             |  |
| 株式の譲渡制限に<br>関する規定    | 当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。  |                             |  |
| 役員に関する事項             | 取締役 森 下 智 朗   | 平成28年 9月 1日就任               |  |
|                      |   | 平成28年 9月 1日登記               |  |

奈良県生駒市山崎町24番18号  
株式会社阪奈ガスセンター

|                |                                   |                                     |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
|                | 取締役 森下侑樹                          | 平成28年 9月 1日就任                       |
|                |                                   | 平成28年 9月 1日登記                       |
|                | 取締役 森下悠衣                          | 平成28年 9月 1日就任                       |
|                |                                   | 平成28年 9月 1日登記                       |
|                | 奈良県生駒郡斑鳩町興留二丁目3番11号<br>代表取締役 森下智朗 | 平成28年 9月 1日就任                       |
|                |                                   | 平成28年 9月 1日登記                       |
|                | 監査役 森下悦代                          | 平成28年 9月 1日就任                       |
|                |                                   | 平成28年 9月 1日登記                       |
|                | 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある | 平成27年 5月 1日登記                       |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社                          | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項  | 監査役設置会社                           | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記 |
| 登記記録に関する事項     | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により           | 平成17年 2月18日移記                       |



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和5年 4月 7日  
奈良地方法務局  
登記官

山本秀樹



株式会社阪奈ガスセンター

定 款

## 定 款

### 第1章 総 则

#### 第1条 (商号)

当会社の商号は、株式会社阪奈ガスセンター と称する。

#### 第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ガス機器、住設機器の販売並びに工事見積、設計、施工。
2. 水道工事並びにサービス業。
3. 菓子材料及び菓子製作機器の販売。
4. 台所用日曜雑貨品及び台所用家具の販売。
5. 建設業法に基づく建築工事業並びに管工事業。
6. 損害保険の代理店業務。
7. 福祉用具販売。
8. 前各号に付帯する一切の業務。

#### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を奈良県生駒市に置く。

#### 第4条 (機関構成)

当会社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

#### 第5条 (公告方法)

当会社の公告は、官報に掲載してする。

### 第2章 株 式

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、5万6000株とする。

#### 第7条 (株券の不発行)

当会社の株式については、株券を発行しない。

#### 第8条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を競渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。

#### 第9条（株主名簿記載事項の記載の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承继人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

#### 第10条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録及び表示の抹消についても同様とする。

#### 第11条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### 第12条（基準日）

- ①当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株主の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使をすることができる株主と定めることができる。
- ②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定する必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

#### 第13条（株主の住所等の届出等）

- ①当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。
- ②当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第14条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### 第15条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは欠席があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### 第17条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

#### 第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任の方法）

- ①当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第20条（取締役の任期）

- ①取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。
- ②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

- ①取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- ②社長は、当会社を代表する。
- ③社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

#### 第2.2条（業務執行）

- ①社長は会社の業務を統括し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- ②社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

#### 第2.3条（取締役会の招集通知）

- ①取締役会は、社長が招集する。社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。
- ②取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- ③取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

#### 第2.4条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第2.5条（監査役の員数）

当会社の監査役は、2名以内とする。

#### 第2.6条（監査役の任期）

- ①監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### 第2.7条（報酬等）

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第5章 計 算

#### 第2.8条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

**第29条（剰余金の配当）**

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

**第30条（剰余金の配当の除斥期間）**

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

**第6章 脅 則**

**第31条（定款に定めのない事項）**

本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令に定めるところによる。

以上、株式会社阪奈ガスセンター の定款とする。

平成 年 月 日

奈良県生駒市谷田町875番地の5

株式会社阪奈ガスセンター

代表取締役 森下智朗

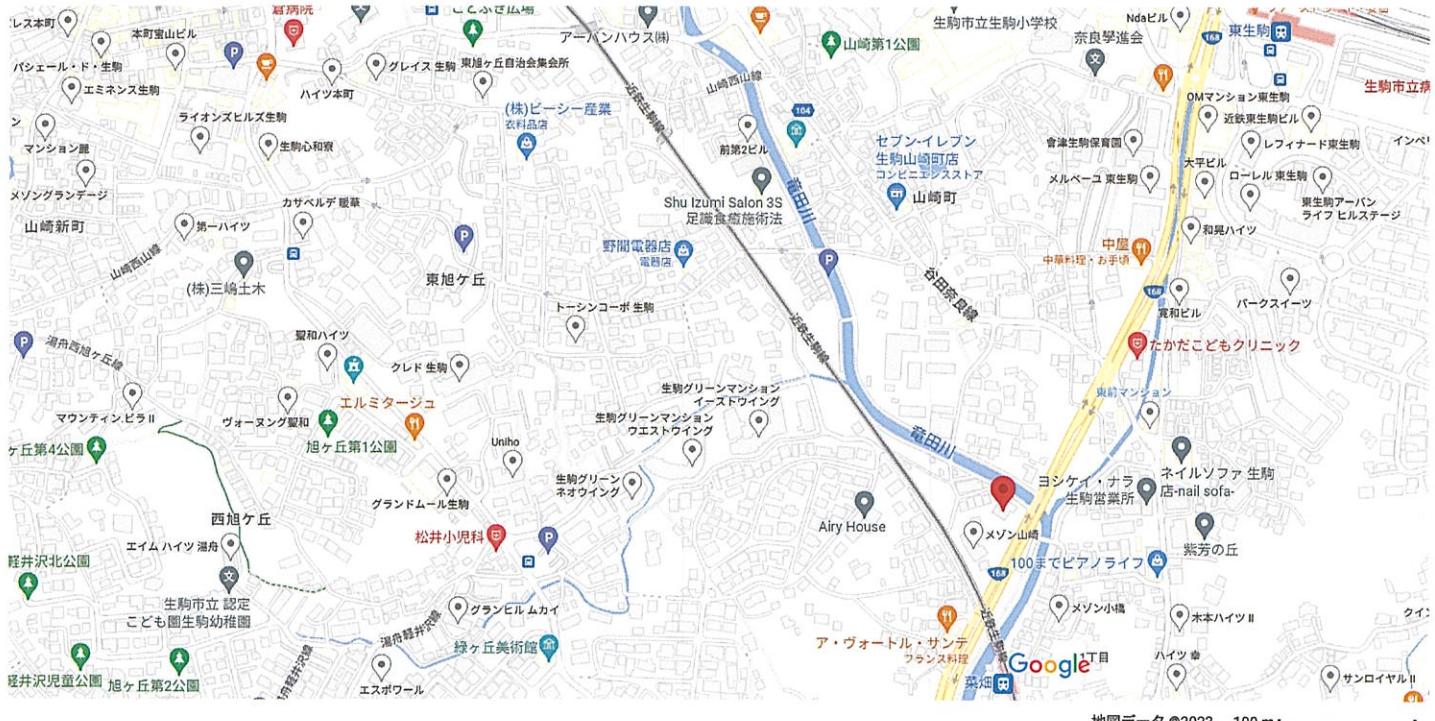
令和5年4月8日  
この定款は現行の定款に相違ありません。

株式会社 阪奈ガスセンター

代表取締役 森下 智朗



Google 〒630-0252 奈良県生駒市山崎町 24-18



〒630-0252 奈良県生駒市山崎町

24-18

建造物

- ルート・乗換
- 保存
- 付近を検索
- モバイルデバイスに送信
- 共有

〒630-0252 奈良県生駒市山崎町 24-18

写真

